

改正 神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱 新旧対照表（令和7年7月28日施行）

一般廃棄物の資源化施設の構造に関する基準	
新	旧
第3 基準 (4) 飛散、流出及び悪臭の防止 ウ 敷地の周囲に雨水排水溝を設置し、その末端に油水分離槽を設置すること。<u>ただし、処理する一般廃棄物から油の流出のおそれがないと認められる場合、又は油水分離槽と同等の性能を有する施設を設置する場合はこの限りではない。</u> (5) 粉じんの防止 一般廃棄物の積替え、破碎、粉碎等により粉じんが<u>発生</u>するおそれのある場合には粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん<u>機</u>、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。 (11) 囲い等 資源化施設に係る土地の周囲には、みだりに人が当該施設に立入るのを防止するために、<u>必要に応じて、高さ1.8メートル以上の万能鋼板、又はこれと同等の効果を有する囲いを敷地境界に設けること。</u>また、出入口には、施錠できる門扉を設けること。 (19) 搬入管理設備 搬入管理設備は、搬入される一般廃棄物が許可区分及び受入基準に合致しているかどうかの検査及び数量の把握・記録等を行うことができるもの<u>とすること。</u> (20) 使用重機等 周辺環境の保全を確保するため施設内で使用する重機等は、低騒音型のものを<u>使用</u>すること。 (21) その他<u>の設備</u> その他環境局長が指示する設備を設けること。	第3 基準 (4) 飛散、流出及び悪臭の防止 ウ 敷地の周囲に雨水排水溝を設置し、その末端に油水分離槽を設置すること。 (5) 粉じんの防止 一般廃棄物の積替え、破碎、粉碎等により粉じん<u>の発生</u>するおそれのある場合には粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん<u>器</u>、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。 (11) 囲い等 資源化施設に係る土地の周囲には、<u>必要に応じてみだりに人が当該施設に立入るのを防止するために、高さ1.8メートル以上の万能鋼板以上の材質もしくはコンクリート塀を原則として敷地境界に設けること。</u>また、出入口には、施錠できる門扉を設けること。 (19) 搬入管理設備 搬入管理設備は、搬入される一般廃棄物が許可区分及び受入基準に合致しているかどうかの検査及び数量の把握・記録等を行うことができるもの<u>でなければならない。</u> (20) 使用重機等 周辺環境の保全を確保するため施設内で使用する重機等は、低騒音型のものを<u>設置</u>すること。 (21) その他 その他環境局長が指示する設備を設けること。

一般廃棄物の資源化施設の維持管理に関する基準	
新	旧
第3 基準 (1) 囲い等 ア 資源化施設に係る土地の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立入るのを防止することができるよう<u>定期的に</u>点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。 (6) 受入時の一般廃棄物の確認 ウ 荷降しをするときには、必ず従業員が<u>立ち会って</u>確認を行い、許可を受けた一般廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、持ち帰らせる等、速やかに除去すること。 オ 排出事業者又は搬入品目については、常に<u>委託契約書等</u>で確認し、これらが不明の場合は当該一般廃棄物を受け入れないこと。特に積替え・保管施設については、搬出元が予め明確なもののみ受け入れること。 (14) 雨水等の流入防止 処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠、油水分離槽その他の設備の機能が低下しないよう、<u>定期的に</u>点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。 (15) 作業時間 原則として 8:30～17:30 とすること。<u>ただし、工業専用地域など、敷地境界から 100m 以内に住居が存在せず、かつ、生活環境調査の結果、各種法令に基づく規制基準を満たしており、周辺地域の生活環境に影響を与えるおそれがないと認められる場合はこの限りではない。なお、この場合、要綱第 10 条の規定に基づき隣接者等と締結する同意書及び協定書において、稼働時間についても明記するとともに、運搬車両の出入りは原則として 8:30～17:30 とすること。</u> (20) 運転マニュアルの作成 資源化施設の稼働にあたっては、あらかじめ運転マニュアルを作成すること。 (21) 排水処理設備等の管理 ア 資源化施設において、資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その性状について目視等によ	第3 基準 (1) 囲い等 ア 資源化施設に係る土地の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立入るのを防止することができるよう<u>日 1 回以上</u>点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。 (6) 受入時の一般廃棄物の確認 ウ 荷降しをするときには、必ず従業員が<u>立合って</u>確認を行い、許可を受けた一般廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、持ち帰らせる等、速やかに除去すること。 オ 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書等で確認し、これらが不明の場合は当該一般廃棄物を受け入れないこと。特に積替え・保管施設については、搬出元が予め明確なもののみ受け入れること。 (14) 雨水等の流入防止 処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠、油水分離槽その他の設備の機能が低下しないよう、<u>日 1 回以上</u>点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。 (15) 作業時間 原則として 8:30～17:30 とし、<u>生活環境に支障を与えることのないよう作業を行うこととし、時間外には、極力、処理の作業、運搬車両の出入り等を行わないこと。</u> (20) 資源化施設の稼働にあたっては、あらかじめ運転マニュアルを作成すること。 (21) 排水処理設備等の管理 ア 資源化施設において、資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その性状について目視等による点

る点検を<u>定期的</u>に行うとともに、その水質について水質汚濁防止法に定める排水基準（排水基準を定める総理布令昭和 46 年第 35 号）に適合するよう維持管理し、別表のうち環境局長が指示する検査項目及び検査頻度により水質検査を行うこと。 (22) 排ガス処理設備等の管理 ア <u>中間処理施設から発生する排ガス等について目視等による点検を定期的に行うこと。</u> イ <u>異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。</u> (23) 地下浸透の防止 ア <u>一般廃棄物が地下に浸透しないよう定期的に床面その他の設備を点検すること。</u> イ <u>異常を認めた場合は、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な措置を講ずること。</u> (27) <u>その他</u> その他環境局長が必要と認める維持管理を行うこと。	検を<u>日 1 回以上</u>行うとともに、その水質について水質汚濁防止法に定める排水基準（排水基準を定める総理布令昭和46年第35号）に適合するよう維持管理し、別表のうち環境局長が指示する検査項目及び検査頻度により水質検査を行うこと。 (22) 排ガス処理設備等の管理 中間処理施設から発生する排ガス等について目視等による点検を<u>日1回以上</u>行うとともに、異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。 (23) 地下浸透の防止 一般廃棄物が地下に浸透しないよう<u>日1回以上</u>床面その他の設備を点検し、異常を認めた場合は、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な措置を講ずること。 (27) その他環境局長が必要と認める維持管理を行うこと。
---	---